

無鉛ガソリン等基本契約（1リットルあたり）仕様書

1. 品 名 無鉛ガソリン・無鉛ハイオク・軽油
2. 納入時期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
3. 納入場所 受注者の営業するガソリンスタンド
4. 業務概要
- ・宇治市（宇治市長）の運行する車両への給油を行い、併せて車両の窓拭きを行うこと。
 - ・給油時に、車両運行者の提示する「燃料給油券」を確認の上、「給油控」欄「給油代金請求伝票」欄双方に種類・給油量・給油日等必要事項を記入すること。
 - ・提示された「燃料給油券」から「給油依頼書」「給油代金請求伝票」を切り取り、受注者において保管すること。
 - ・運転手より、空気圧の確認の要請があれば、空気圧の確認を行い必要に応じて空気の補充を行うこと。
 - ・セルフ給油所（顧客が自ら給油等をする給油取扱所）は、業務を行える従業員を常時配置し対応すること。
5. 契約単価
- ・契約単価は、毎月決定するものとする。
 - ・契約単価は、毎月1日（1日が土日祝の場合は最初の平日とする）の、市内契約ガソリンスタンド（セルフ給油所は除く）店頭価格（フルサービス）の平均値の小数点第1位を四捨五入した価格とする。
 - ・宇治市（宇治市長）は、毎月別に定める「価格決定書」を受注者に通知するものとする。
6. 支払方法
- 1カ月分の給油にかかる代金をまとめて支払うので、1カ月分を取りまとめて、翌月に請求すること。請求書には受注者において保管していた、請求に対応する「給油代金請求伝票」を添付し、1車両ごとにまとめた明細も添付すること。なお、給油種別ごとの各合計（給油代金及び給油数量）についてもとりまとめ、請求部署ごとに記載すること。